

焼津市農業委員会 2月総会議事録

1 日時

令和6年2月15日（木）午後3時～午後4時10分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 晃一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	柏村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	欠員	—			

4 事務局出席者

主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農地の利用目的変更届出について

第6号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可について

第5号 農用地利用集積計画の決定について

第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 18名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和6年2月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。2番有谷歳幸委員、17番藁科光生委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第6号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号23を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号23を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>労力は1人であります。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立総合病院より南西へ約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、申請地北側に隣接する土地及び住居を譲渡人から購入し、今後居住をしていくところですが、あわせて申請地である農地についても譲り受け、自家消費する野菜の栽培を行うため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>現時点において、譲受人が経営している農地はありませんが、今後の耕作方法等の営農計画が立てられ、耕作の内容から大型の農機具等も必要としないこと、申請地は居住地に隣接しているため、常時農作業に従事できうると認められること、許可後も耕作状況の把握のため、利用状況報告を求めるものとすることで、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11番	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>申請地の場所は、JA大井川支店と大富小学校の中間地点で、住宅が建ち並ぶ一角です。</p> <p>2月3日に現地調査をしましたところ、隣接する住宅には現在人が住んでいる形跡はありませんでした。この住宅敷地と申請地を同時に購入するということで、昨年4月に農地法の改正により、下限面積が撤廃され、条件を満たせば農家でなくとも農地を取得できるようになりましたが、本案件はそちらのケースに当てはまります。</p> <p>申請地は、東雑種地、西側宅地、南側はブロックで塀をしてありますがその向こうは田、北側は宅地になっています。こちら現地調査の結果、周辺農地へ与える影響はないと思われますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号23を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号23は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号24を朗読後、説明】</p> <p>贈与による所有権の移転であります。</p> <p>労力は1人であります。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立総合病院より南西へ約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、申請地の南側に隣接する土地に住居を有して現在居住しているところでありますが、申請地である畠を譲り受け、自家消費する野菜の栽培を行うため、また、譲渡人は譲受人の親族でありますが贈与により申請地を譲渡すべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>現時点において、譲受人が経営している農地はありませんが、今後の耕作方法等の営農計画が立てられ、耕作の内容から大型の農機具等も必要としないこと、申請地は居住地に隣接しているため、常時農作業に従事できうると認められること、許可後も耕作状況の把握のため、利用状況報告を求めるものとすることで、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。

	す。
地区委員 11番	<p>申請地は大富中学校と、国道150号の三和交差点の中間地点にあります。先ほど事務局から詳しく説明があったとおりです。こちらも先ほどの議案第1号番号23と同様に、住宅敷地と一体で畠があるということですが、今回は現在その住宅敷地に住んでいる方が、隣接する畠について親族から無償贈与を受けるという案件です。</p> <p>昔から譲受人が現地を耕作していたということで、現地調査を行った際も。きちんと耕作管理がされていました。</p> <p>これからも引き続き耕作を行っていくと認められますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号24を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号25を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号25を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田 38, 417m²</p> <p>労力は5人であります。</p> <p>申請地の場所は、市立大井川東小学校より北東へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 田中徳秀	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>2月3日に現地調査、2月8日に地区審査会でヒアリングを行い、営農計画の説明を受けました。</p> <p>譲受人は、申請地を当面は水稻として耕作していくつもりですが、ゆくゆくは土壌改良したうえで盛土をし、ブドウの栽培をやりたいと考えているそうです。</p>

	<p>本申請地は昔からの湿地であり、地主の皆様も耕作に苦労していたところでして、現在も写真のとおり耕作放棄地が半分ほど占めています。</p> <p>この計画が進めば、この耕作放棄地が解消されていくと思われます。地主の皆様も機械が潜てしまい耕作の難しいこの土地を買ってもらえるのであればありがたいとの話をしていました。</p> <p>一つ懸念点として、本申請地の一部には水が湧いているところがあり、こちらが盛土されることによって、下側の田んぼに水が出ていかないか心配がありましたので、その件については申請者に対応をお願いし、承諾を得ました。</p> <p>営農計画も問題はないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号25を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号26を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号26を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権、持分の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田 5, 640 m²、畑 395 m²、計 6, 035 m² 労力は3人であります。</p> <p>申請地の場所は、国道150号相川交差点より北西へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請地については、譲渡人と譲受人の共有の農地であり、現在譲受人が耕作を行っておりますが、譲渡人の持分を移転すべく今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>本案件ですが、譲受人と譲渡人で現在共有している農地を、持分移転し譲受人の単有に変えたいということです。</p> <p>譲受人の自宅は申請地から4キロメートルほど離れたところにありますが、そこまで遠いわけでもなく、今後も引き続ききちんと耕作管理を行っていくと認められることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号26を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号26を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号27を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号27を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は 田 2, 994m²、畑 18, 922. 21m²、計 21, 916. 21m² 労力は4人であります。</p> <p>申請地の場所は、県立清流館高等学校より西へ約500mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子でありますが、子である譲受人が申請地を譲り受け耕作を行うべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>営農計画書に基づいた耕作を行うもので、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>申請地は、盛土がされて周辺の土地よりも盛り上がりになっていて、現在耕作放棄地のようになっている土地であります。奥には松も植えてあります。</p> <p>譲受人は、申請地を綺麗にして畑として耕作したいということですが、一体どのように土地整備し耕作できるようにしていくかということを確認したく、地区審査会でヒアリングを行いました。</p> <p>当日は代理人の行政書士が来ましたが、なかなか話が見えないものですから、本人の意向の確認と、きちんと耕作可能な状態に土地整備をすることについての誓約書の提出を求めました。後日事務局に譲受人本人の意向についての連絡と、誓約書の提出がありまして、きちんと営農計画書通り耕作ができるようにするという本人の強い意向を確認しましたので、許可はやむなしと判断しました。</p> <p>ただし、許可後は現地を畑に整備でき次第、譲受人から連絡をしてもらい、我々地区委員の現地確認を受けるといった形で進めていくてもらえればと思います。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号27を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号27を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号8を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号8を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、市立東益津小学校より東へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、石脇下の農地155m²について、貸駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、近隣に貸駐車場を有し、近隣住民の車4台の駐車場として利用しておりましたが、売却に伴い使用できなくなることから、代替としての駐車場を確保すべく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は畑、東側及び南側は道路、西側は田及び畑であります。審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 伊東光男	<p>2月4日に東益津地区委員全員で現地確認を行いました。</p> <p>申請内容については。ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>本申請地は細長い土地ですが、ここを普通車4台分の駐車場にするということで、配置計画等から見ても問題はありません。</p> <p>周辺農地への影響もほとんどないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号8を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号11、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可に</p>

	について」の番号51は、関連する議案でありますので、一括して審議します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>【議案第3号、番号11及び議案第4号、番号51を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立大富小学校より南へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中根新田の農地135m²について、当初計画者が住宅敷地の用に供するため、昭和47年に農地法第5条の許可を受けたところでありますが、所々の事情により実現せず、現在に至ります。</p> <p>現在は他所に住居を有しております、今後申請地について利用予定もないことから、娘夫婦である承継者が申請地を借り受け自己の住宅を建築したく、本申請に及んだものです。</p> <p>隣接する宅地2筆との一体利用による全体の敷地面積は245.98m²です。</p> <p>申請地の北側は道路及び宅地、東側は宅地及び水路、南側は水路、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11番	<p>こちらの案件はただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>申請地は大富小学校から200mほど南へ行ったところにある農地です。</p> <p>当初計画者は住宅敷への転用の許可を取って、造成工事までは行いましたが、親の体調が悪くなり、介護のため実家に入ったことから、今まで計画の実現には至りませんでした。</p> <p>5条の計画変更はやむを得ないものであり、再5条の申請も、周辺農地への影響もないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号11を承認し、議案第4号の番号51を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号11を承認し、議案第4号の番号51を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号12、及び議案第4号の番号52は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第3号の番号12、及び議案第4号の番号52を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、田尻北公園から北へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、田尻北の農地319m²について、当初計画者が住宅の敷地に供するため、平成17年に農地法第5条の許可を受けたところですが、所々の事情により実現に至らず現在に至り、譲渡人及び譲渡人の子の双方ともに既に他所に住居を有し、今後申請地について利用予定もないため、譲受人が建売住宅を建築し、周辺の住宅需要に資するため、本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の西側は道路、他の三方の周囲は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 10番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>2月6日に現地調査を行いました。</p> <p>当初計画者は、計画を遂行できないやむを得ない理由があり、申請地周辺には農地ではなく、周辺への影響もないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号12を承認し、議案第4号の番号52を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号12承認し、議案第4号の番号52を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号13、14及び議案第4号の番号53は、関連する議案ですので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号の番号13、14及び議案第4号の番号53を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、焼津市学校給食センターより南へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、惣右衛門の農地644m²と惣右衛門の農地971m²について、当初計画者2名が昭和47年に、それぞれ住宅及び貸家を建築するための敷地に供するため、農地法第5条の許可を受けたところであります。当初計画者の2名は親族で共同にて当初の計画を行なおうとしたものですが、所々の事情により実現に至らず現在に至っております。</p>

	<p>当初計画者の相続人も既に他所に住居を有し、今後申請地についての利用予定もなく、また、申請地近隣にある水産加工団地に鰹節製造に必要とする薪を提供する譲受人が薪製造のための木材加工場及び資材置場等にて利用したく、本申請に及んだものです。</p> <p>北側は水路を挟み道路、東側は田、南側は水路、西側は道路です。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>和田地区委員で2月6日に現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらも当初の計画を遂行できないやむを得ない理由があり、今回の計画変更の申請に及びました。</p> <p>元々造成されている所でありまして、周辺に与える影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号13、14を承認し、議案第4号の番号53を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号13、14を承認し、議案第4号の番号53を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号48を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号48を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、市立小川中学校より南西へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、小川の農地101m²について、保育所の園庭として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、市内4か所にて介護・保育事業を中心として事業を開催しており、申請地北東50mの近隣の事業所にて保育所・デイサービスを行っております。</p> <p>保育の実施における園児の遊び場として、中川原公園等を利用しておますが、移動に際し幹線道路を横断しなければならないため、園児の移動における安全確保のため、車両等の通行が少なく、近距離に遊び場を探しておましたが、申請地が適しており、貸人からの承諾も得られたため、保育所の園庭とし</p>

	<p>て利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地北側は宅地、東側は雑種地、南側は田、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは小川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 甲賀喜晴	<p>2月7日に担当地区委員で現地確認と協議を行いました。</p> <p>申請者は保育所・デイサービス事業を営んでおり、申請地から50mほど離れたところに申請者の施設があります。</p> <p>前のスライドに写真があるとおり、申請地に隣接した土地が、申請者の施設の駐車場になっています。</p> <p>申請地は西側北側ともに宅地、東側は雑種地、南側は田でありますが、この田に対する影響は、用水排水ともにないと思われます。</p> <p>幼児の安全面から見ても計画は妥当であり、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号48を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号48を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号49を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号49を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立東益津中学校より南西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中里の農地155m²について、駐車場及び資材置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、静岡市にて建設業を営み、借地にて駐車場及び資材置場敷地を確保、利用しておりますが、事業拡張に伴い、建設資材等が増加していくことから、現在の敷地面積のみでは支障を来ており、また作業における効率性・安全性の確保の観点から、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用したく、また譲渡人から譲り受ける承諾も得たため、本申請に及んだものであります。</p> <p>周囲の宅地等との一体利用による全体敷地面積は2,336.99m²です。</p> <p>申請地の東側及び西側は宅地及び雑種地、北側及び南側は宅地及び水路であります。</p>

	<p>なお、申請地については現況が宅地となっているため、始末書が提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 伊東光男	<p>2月4日に東益津地区委員全員で現地確認を行いました。</p> <p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>周辺農地への影響もないと思われますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号49を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号49を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号50を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号50を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立大富小学校より北へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中根新田の農地299m²について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は親子3人で市内他所にて借家住まいですが、子供の成長により住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は貸人が所有する農地、西側は道路、北側及び南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 11番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>この場所は大富小学校の北側で、住宅と農地が混在している場所です。</p>

	<p>2月3日に大富地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>申請人は現在アパートに3人暮らしをしていますが、手狭になったということで、こちらに分家住宅を建てたいということです。</p> <p>現地調査及び地区審査の結果、周辺農地への影響もないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号50を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号50を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号54を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号54を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、まんさいかん静浜より北へ約400mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上小杉の農地113m²について、住宅への進入路として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、それぞれ申請地の北側と南側に住宅がありますが自動車での住宅敷地への進入に際し、建物の配置等から支障を来していることから、申請地を貸人から借り受けて住宅への進入路として利用したく、本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び東側は水路、南側は道路及び宅地、西側は宅地で南側及び西側の宅地は借人の住宅敷地であります。</p> <p>なお、申請地については現況が雑種地となっているため、始末書が提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しく述べたとおりです。</p> <p>以前から申請地を宅地と思い、進入路として使っていましたが、相続の際に許可を取っていないことに気づき、今回の申請に及んだものであります。</p> <p>周辺農地、用排水にも影響はないと思われますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号54を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号54を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号46を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号55を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、藤守地区コミュニティ防災センターより南西へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、藤守の農地87m²について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は3世帯にて居住しておりますが、現在の住居では手狭となってきたこと、今後に世帯の増加が見込まれることから、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>隣接する宅地との一体利用による全体の敷地面積は186.14m²です。</p> <p>申請地の南側は畠、他の三方の周囲は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 田中徳秀	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>2月3日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は宅地、道路、排水路に挟まれており、隣接する農地はありません。周辺に影響はないため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号55を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号55を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に關係する村松達雄委員、有谷歳幸委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p>

	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、有谷歳幸委員の入室を認めます。</p> <p>村松達雄委員、杉本芳郎委員につきましては、次の第6号議案にも関係しておりますので、引き続き退室をお願いします。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、議案のとおり回答しようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号を原案のとおり回答することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号を原案のとおり回答することに決定しました。</p> <p>それでは村松委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>以上をもちまして、令和6年2月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>